

目次

1. 中国知財ニュース

1) 最高人民法院の過去2年間の知財判例の要約

2) 中国知財最新ニュース

2. 気になるあの話題

中国企業PCT出願公開ランキング



designed by Freepik

【1】中国知財ニュース

1. 最高人民法院の過去2年間の知財判例の要約

2019年1月1日から、最高人民法院によって専門技術性が高い知的財産事件の控訴案件等が審理されるようになりますが、これは今後の知的財産控訴裁判所の基盤作りにも役立つはずですが、今回は、「最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」が2016年に実施されて以来の、過去2年間の最高人民法院の判例を振り返りながら、最高人民法院の審理に対する方針を少しでも把握していただければと思います。

1. 医薬品製造方法の特許権侵害紛争において、反証がない場合、被疑侵害薬品の、薬品監督管理部門に届出られたプロセスが実際の製造プロセスであると推定する。

——礼来公司与常州華生製薬有限公司との特許権侵害紛争事件(2015)民三終字第1号——

概要

薬品製造方法の特許権侵害紛争において、反証がない場合、被疑侵害薬品の、薬品監督管理部門に届出られたプロセスが実際の製造プロセスであると推定する。被疑侵害薬品の届出られたプロセスが真実でないことを証明する証拠がある場合、被疑侵害薬品の技術的な出所、生産規程、パッチ生産記録、届出文書等証拠を十分に審査し、法律に基づいて、被疑侵害薬品の実際の製造プロセスを定めなければならない。

被疑侵害薬品の製造プロセス等の複雑な技術的事実に対しては、技術調査官、専門家補助人、司法鑑定ならびに科学技術の専門家への問い合わせ等、複数の手段により総合的に究明して良い。

2. 被疑侵害技術案が特許権の保護範囲に入るか否かの判定については、権利者が主張したクレームに記載されているすべての技術的特徴を審査しなければならない。

——礼来公司与常州華生製藥有限公司の特許権侵害紛争事件(2015)民三終字第1号——

概要

裁判所が、被疑侵害技術案が特許権の保護範囲に含まれるか否かを判定する際は、権利者が主張したクレームに記載されている、すべての技術的特徴を審査しなければならない。被疑侵害技術案が、クレームに記載されているすべての技術的特徴と同一か、均等に該当する技術的特徴を含む場合、裁判所は、それらの技術案がすべて特許権の保護範囲に含まれると認定すべきである。被疑侵害技術案の技術的特徴を、クレームに記載されているすべての技術的特徴と比較した際に、クレームに記載されている1つ以上の技術的特徴が欠如しているか、あるいは1つ以上の技術的特徴が同一でも均等でもない場合、裁判所はそれらの技術案は特許権の保護範囲に含まれないと認定すべきである。

3. マーカッシュ形式クレームの性質と無効審判における補正方法と進歩性の判断方法

——專利復審委員会と北京万生藥業有限責任公司、第一三共株式会社の特許無効審判行政事件(2016)最高法行再41号——

概要

マーカッシュ形式で記載された化合物クレームは、多数の化合物の集合ではなく、包括的な技術案として理解しなければならない。

マーカッシュ形式クレームで許されている補正の原則は、補正によって、新しい性能や用途を生み出すような1つまたは複数の化合物であってはならないが、個別の事例の要素ごとに十分に考慮する必要がある。

マーカッシュ形式で記載された化合物クレームの進歩性の判断については、進歩性判断の基本的な方法である、專利審査指南に規定される「三段階法」に従うべきである。予測できない技術的效果は進歩性判断の補助的な要素であり、通常は、「三段階法」を超え予測できない技術的效果をもって特許発明が進歩性を有するか否かを判断すべきではない。

4. 中国語/外国語商標が類似を構成しているか否かを判断する際は、両者が安定した対応関係を形成しているかどうかを考慮しなければならない。

——シャトー・ラフィット・ロートシルトと商標評審委員会、南京金色希望酒業有限公司の商標行政紛争事件(2016)最高法行再34号——

概要

中国語商標と外国語商標が類似を構成しているか否かを判断する際は、商標の構成要素と全体的な類似レベル、関連商標の顕著性や知名度、使用される商品の関連性だけでなく、両者が安定した対応関係を形成しているかどうかを考慮しなければならない。

5. 当事者が、商標標章が著作権法で保護された作品を構成したとして、係争商標が先の著作権を侵害していると主張した場合、関連証拠を総合的に考慮し認定する必要がある。

——傑傑有限公司と国家工商行政管理総局商標評審委員会、第三者金華市百姿化粧品有限公司の商標異議申立不服審判行政紛争事件(2017)最高法行再35号——

概要

当事者が商標標章が著作権法で保護された作品を構成したとして、係争商標が先の著作権を侵害していると主張した場合、関連証拠を総合的に考慮し認定する必要がある。著作権の登録日が、係争商標の出願日時よりも遅い場合、係争商標の出願日前の商標登録証、商標標章のホームページ、新聞内容、製品実物等を含む証拠を踏まえ、商標標章の形成が係争商標の出願日より前であるという事実を確認することができる。商標登録証だけでは、先の著作権を証明できない場合は、全体的な証拠を総合的に考慮し、関連証拠を相互に検証し、一連の証拠チェーンを形成している場合には、当事者が先の著作権を有していることを認めることができる。

6. 商標の国際登録出願人は合理的な補正機会を得るべきである

——パフュームクリスチャンディオールと商標評審委員会の商標拒絶査定不服審判行政紛争事件(2018)最高法行再26号——

概要

商標の国際登録出願人は、「商標国際登録マドリド協定」、「商標国際登録に関するマドリド協定の議定書」に基づき、国際商標登録出願に関する手続きならびに「中華人民共和国商標法実施条例」第十三条に規定される声明および説明義務を完成させることで、出願手続きが整っていると見なされる。商標法実施条例に規定される、一部の図面等の方式的要件のみが欠けている場合、商標行政機関は、国際公約義務を積極的に履行する精神に基づき、出願人に対し合理的な補正機会を与えるべきである。

7. 製品説明書が専利法上の公開出版物に該当するか否か

——蒂森克虜伯機場系統(中山)有限公司と中国国際海運集装箱(集団)股份有限公司、深セン中集天達航空整備有限公司、広州市白雲国際機場股份有限公司の特許権侵害紛争事件(2016)最高法民再179号——

概要

製品の操作や取扱についての説明書は、製品の販売ごとにユーザーに交付されており、ユーザーや関係者には秘密保持の義務はなく、不特定の公衆が取得できるため、専利法上の公開出版物に属する。ここに記載される技術案は、ユーザーに交付された時間を公開時間とする。

2. 中国知財最新ニュース

「最高人民法院による知的財産権紛争の行為保全案件審理における法律適用問題の若干問題に関する規定」が2019年1月1日に施行されます

「最高人民法院による知的財産権紛争の行為保全案件審理における法律適用問題の若干問題に関する規定」が、2018年11月26日の最高人民法院裁判委員会第1755回会議を通過し、2019年1月1日に施行されます。

本規定は、知的財産権に係る紛争の行為保全案件を正確に審査し、当事者の合法的權益を有効的に保護するために、『中華人民共和國民事訴訟法』、『中華人民共和國専利法』、『中華人民共和國商標法』、『中華人民共和國著作権法』などの関連法律規定に基づき、裁判や実際の業務と結びつけ制定されたものです。

本規定は、全21条から成り、主に以下の4点の内容が含まれます。

- 一、申請主体、管轄裁判所、申請書ならびに記載事項、審理手続き、復讐などの手続き上のルールについて
- 二、行為保全の必要性の考慮要素、行為保全措置の効力期限等を含む実質的なルールについて
- 三、行為保全申請に過失があった際の認定、また誤った申請による損害賠償訴訟についての管轄、行為保全措置の解除等について
- 四、同時に複数の異なる保全を申請した場合の対応、申請費用等その他問題について

「行為保全規定」は、最高人民法院が裁判実戦経験をきちんと統括し、行為保全制度を充実させ、知的財産権の保護を強化する上での重要な措置です。当司法解釈の公布及び実施は、科学技術の革新、文化の繁栄、誠実な経営及び正当な競争の促進にとって重要な役割を發揮するはずで

規定原文はこちらから確認できます：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-135341.html>

出所：最高人民法院

第13回全人代常務委員会第7回会議が12月23日開幕、専利法改正議案も

全人代常務委員会委員長会議が12月14日に北京で開催され、第13回全人代常務委員会第7回会議が12月23日～29日の期間で行われることが決定しました。今回の会議では、専利法改正案草案の議案についても審議が行われる予定です。

出所：最高人民法院

最新の商標出願件数

2018年1月～10月までの中国商標出願件数は、601.7万件で前年同月比36.4%増、2018年10月までの累計商標出願件数は3386万件、累計商標登録件数は2106.3万件に上りました。2018年1月～10月までの中国出願人によるマドプロ出願は4640件で、加盟国の中で暫定3位という結果になっています。

国家知識産権局の報告によると、商標登録審査期間は、11月時点で既に5ヵ月と28日に短縮されており、2018年内に目標としていた、“登録審査期間を6ヵ月以内に短縮する”という目標はすでに達成したということです。

出所：国家知識産権局

【2】気になるあの話題

中国企業PCT出願公開ランキング

近年、中国企業は特許の国際展開に力を入れており、WIPOの統計データによると、中国のPCT国際出願は、2012年の1.8万件から2017年には4.8万件と毎年21.3%の割合で増加しています。2017年、中国のPCT出願件数は日本を超え、米国に次ぐ世界第二位となっています。

WIPOが公開したデータに基づく2018年1月～10月までの中国企業のPCT出願公開ランキング

先日、中国知財産業媒体のIPRdailyとincoPatの共同研究センターによる「2018年中国企業PCT国際専利出願」ランキングTOP100が発表されました。このデータは、2018年1月1日～2018年10月31日までの間に、WIPOが公開したPCT国際専利出願データに基づき、中国企業のランキングを統計したものです。1位はファーウェイ、2位はZTE、3位はBOEと続いています。以下で上位20位までを紹介します。

2018年中国企業PCT出願公開ランキング (2018年1月1日～10月31日)

1	華為技術有限公司 (HUAWEI)	4466件
2	中興通迅股份有限公司 (ZTE)	1801件
3	京東方科技集团股份有限公司 (BOE)	1190件
4	広東欧珀移動有限公司 (OPPO)	781件
5	騰訊科技(深セン)有限公司 (Tencent)	545件
6	深セン市大疆創新科技有限公司 (DJI)	517件
7	美的集团股份有限公司 (MIDEA)	386件
8	深セン市華星光電技術有限公司 (CSOT)	367件
9	武漢華星光電技術有限公司 (CSOT)	335件
10	惠科股份有限公司 (HKC)	233件
11	比亞迪股份有限公司 (BYD)	224件
12	重慶惠科金渝光電科技有限公司 (HKC OPTOELECTRONICS TECHNOLOGY)	214件
13	合肥鑫晟光電科技有限公司 (HEFEI XINSHENG OPTOELECTRONICS TECHNOLOGY)	200件
14	深セン市柔宇科技有限公司 (ROYOLE)	199件
15	宇龍計算機通信科技(深セン)有限公司 (YULONG COMPUTER)	192件
16	青島海爾洗衣機有限公司 (HAIER WASHING MACHINE)	191件
17	広州視源電子科技股份有限公司 (CVTE)	190件
18	北京小米移動軟件有限公司 (XIAOMI)	182件
19	珠海格力電器股份有限公司 (GREE)	174件
20	深セン市中興微電子技術有限公司 (SANESHIPS)	159件

通信系企業が上位を占めている中で、第6位にはドローンで世界的シェアを占めるDJIがランクインしています。

DJIは2006年に設立された企業で、本社はアジアのシリコンバレーと言われる深センにあります。現在民間用のドローン市場で世界シェアの7割を占めている超急成長企業です。日本にも拠点があり、約130名の従業員がいます。

第7位の美的集団は、中国を代表する家電メーカーで、2016年に東芝の白物家電事業を買収しました。今年のFortune Global500（世界中の企業を対象とした総収益ランキングTOP500）にもランクインしており、全世界に約15万人の従業員がいます。

100位までのランキングは、以下のIPRdailyの公式サイトより確認することができます。

http://www.iprdaily.cn/article_20296.html